

国名	ドイツ
公的年金の体系 保険料財源 税 財 源 企業・個人年金	The diagram illustrates the German public pension system with the following components: 適用対象外 (Outside the scope of application): 無業者(学生・主婦等) (16歳以上の者は一般年金保険に任意加入可) 自営業者 (一般年金保険に任意加入可): 自営業者 (一部 of 自営業者) 被用者 (民間サラリーマン・パート労働者・公務員): 被用者 (民間サラリーマン・パート労働者・公務員) 農業者老齢保障制度: 農業者 (農業者) 職能別共済組合制度: 医師, 弁護士等 (職能別共済組合制度) 一般年金保険: 民間被用者, 芸術家, ジャーナリスト等の自営業者及び非官吏 (一般年金保険) 鉱山労働者等年金保険: 鉱山労働者, 鉄道員, 海員 (鉱山労働者等年金保険) 官吏恩給制度: 官吏 (官吏恩給制度) 出典：厚生労働省（一部修正）
被保険者 (◎強制△任意×非加入)	・被用者◎ ・自営業者△ (特定の職業グループ◎) ・無職△ (社会保険への加入義務のない16歳以上の者は, 一般年金保険に任意加入可能)
保険料率 (2020年)	一般年金保険18.6% (労使折半) ※ただし, 月収538ユーロ以下 (僅少労働者) の場合は本人負担3.6%, 使用者負担15% (本人負担分については申請により免除制度あり)。月収538.01ユーロ以上2,000ユーロに達しない者については本人負担分の軽減措置あり。
支給開始年齢	2012年以降, 65歳から67歳へ段階的に引き上げ (1964年生まれから67歳)。2023年1月時点 (1958年生まれ) では66歳。実際の受給開始年齢は平均で64.2歳 (2021年)。
平均年金額 (2022年7月1日時点の老齢年金の実績)	月額ユーロ1,048ユーロ (西:1,000ユーロ, 東:1,240ユーロ), 男性月額1,292ユーロ (西:1,275ユーロ, 東:1,365ユーロ), 女性月額855ユーロ (西:778ユーロ, 東:1,148ユーロ)
給付の構造	報酬比例方式 年金月額 = 個人報酬点数 × 年金種別係数 × 現在年金価値 ・個人報酬点数: 毎年の点数 (被保険者個人の報酬 ÷ 全被保険者の平均報酬) を合算し, 支給開始要素を考慮して算出 ・年金種別係数: 老齢年金の場合は1.0 ・現在年金価値 (2024年7月1日以降): 39.32ユーロ
所得再分配	なし (国庫負担部分を除く)
制度設計, 財政方式, 財源	制度設計: 給付建て 財政方式: 完全賦課方式 (持続可能性積立金を保有) 財源: 保険料 (社会保険方式), 連邦補助金 (国庫負担)
国庫負担 (2022年)	・約862億ユーロ (一般年金保険約810億ユーロ: 鉱山労働者等年金保険約52億ユーロ)。 - 公的年金総収入額の23.8%。 ・国庫負担の財源は一般財源, 付加価値税, 環境税。
年金制度における最低保障	なし
無年金者への措置	主に基礎保障で対応。
公的年金と私的年金	公的年金の給付水準引き下げ部分を自助努力で補完することを目的に, 補助金等の政府助成策つきの任意加入の企業・個人年金 (リースター年金) を導入。
国民への個人年金情報の提供	オンライン・ポータル (デジタル年金通覧) を通じて, 公的年金, 企業年金, 個人年金に関する自身の情報を確認可能。

(渡邊絹子・筑波大学ビジネスサイエンス系准教授)

ドイツの年金制度

渡邊絹子（筑波大学ビジネスサイエンス系
准教授）

1. 制度の特色

ドイツでは、老齢時の所得保障に関して、「三本柱理論」と呼ばれる考え方が定着している。公的年金制度を第1の柱、企業年金、個人年金を第2、第3の柱として、それら3つの柱によって老後の生活は支えられるとする考え方である。実際には、公的年金制度の比重が非常に大きい。しかしながら、近年では少子高齢化等の影響を受け、老齢時の所得保障における公的年金の役割を縮減しつつ、縮減した部分については企業年金や個人年金によって補完することができるようにとの観点から自助努力を推進する政策が展開されており、3つの柱のバランスを再構築する改革が進められている。

ドイツの公的な年金制度（所得保障制度）は職域毎に分立している。通常、「公的年金保険」と称した場合は、被用者全般を対象とした「一般年金保険」と鉱山労働者・鉄道員・海員を対象とした「鉱山労働者・鉄道員・海員年金保険」（以下、「鉱山労働者等年金保険」）の2つの制度のことをいう。

ドイツの公的年金保険は、被用者を被保険者とすることを基本としていることから、たとえば専業主婦のように稼得活動を行っていない者には制度への加入義務はない。その一方で、このような無業者について一般年金保険への任意加入を認めている点に特徴がある。

その他、公的な所得保障制度として、医師等の一部の自営業者については職能別共済組合制度、上級公務員には官吏恩給制度、農業経営者及びその配偶者等には農業者老齢保障制度がある。

2. 沿革

ドイツの公的年金保険制度は、1889年制定の廃疾及び老齢の保障に関する法律によって1891年から実施されたものに端を発し長い歴史を有しているが、ここでは2000年以降の主な年金改革について概観する。

2001年年金改革では、現役世代の負担が過度なものとならぬように保険料率の引き上げを抑制する措置が講じられた（2020年まで20%以下、2030年の到達水準22%を限度）。併せて、給付水準の引き下げを補完するために、補助金等の優遇措置のある個人年金（リースター年金）の導入や企業年金改革等が実施されたが、この2001年年金改革時に示された保険料率の引き上げの見通しは甘く、2004年には見直しがなされることとなった。

2004年年金改革では、年金受給者と保険料納付者との関係を年金額に反映させる持続可能性要素が導入される一方で、給付水準（保険料控除後・税控除前の平均労働報酬に対する標準年金の比率）について、2020年までは46%、2030年までは43%を下回らないとする給付水準確保条項が設けられた。また、課税方式の段階的変更（拠出時課税から給付時課税）が行われた。さらに、それまで労働者年金保険と職員保険に分立していた保険者組織が統合され、2005年1月から被用者全般を対象とする「一般年金保険」が成立した。

2007年年金改革では、公的年金制度の長期的安定との観点から65歳の年金受給開始年齢を2012年から段階的に67歳に引き上げることが定められた（1964年生まれから67歳となる）。他方で、「特別長期被保険者に対する老齢年金」が新たに設けられ、45年以上の保険料納付期間を有した者を対象に、65歳から減額なしの満額年金が支給されることとなった。

2014年年金改革では、1992年より前に誕生した子どもの養育期間を年金額に反映させることを強化するための「母親年金」の導入、稼得能力減退年金の改善、リハビリテーション給付予算に関する新方式の導入等が行われた。

2017年年金改革では、東西ドイツ地域で異なっている年金額の算定基礎である現在年金価値を段階的に統一すること（2024年7月1日以降一律）や、稼得減退年金の更なる給付改善措置が講じられた。また、特に中小企業や低所得者に対する企業年金の更なる拡充を図るための各種措置（労使合意に基づく給付保障なしの確定拠出型年金の創設や賃金転換方式による企業年金への使用者拠出の義務づけ、税制優遇措置の強化等）が定められた。さらに、2017年からは個人の状況に応じた年金（部分年金：満額年

金額の10%以上99%までの範囲内で決定可能)と稼得収入との組み合わせの選択可能性の拡大を図る等、職業生活から引退し、年金生活への柔軟な移行を図るための各種措置が講じられている。

2018年年金改革では、2014年の改革に続き、子どもの養育期間を年金額に反映させる強化策が講じられた(母親年金、母親年金Ⅱ)。また、保険料率と年金水準の限界について新たな数値が示され、保険料率については2025年までは20%を超えないとする一方で、年金水準については2025年まで48%を下回らないこととされた。

また、2021年1月1日より、新たに基礎年金(Grundrente)が導入された。基礎年金は、原則として、33年の基礎年金期間(被用者等の強制加入期間、子どもの養育・介護に関する考慮期間、僅少労働に関する被保険者自身の保険料納付期間等)を満たす場合に、低額な公的年金給付に上乘せされる補足的な給付として設計されている。この基礎年金は、主に、子の養育や介護等によって十分な稼得活動に従事できなかった者や長期間就労したにもかかわらず、低賃金であったがために十分な年金を獲得できなかった者に対して効果を発揮するものである。2022年12月末現在で約110万人の年金受給者が基礎年金を受給している。

3. 制度体系の概要

被用者は一般年金保険への加入が義務づけられている。月収538ユーロを超えない僅少労働者(ミニジョブ)についても加入が義務づけられているが、申請により保険料の支払い義務の免除を受けることが可能になっている(短期間(3か月又は1年間に合計70日以内)の僅少労働の場合には加入義務はなく、労使共に保険料納付義務を負わない)。

自営業者は、基本的に公的年金保険への加入義務はないが、教育者、看護及び介護職の者、手工業者、芸術家・ジャーナリスト、専属的な単独自営業者(社会保険への加入義務の対象となる従業員を雇用せず、かつ、常に本質的に1人の依頼主のために活動する者)等、特定の自営業者については一般年金保険への加入義務がある。加入義務のない自営業者の場合、申請によって一般年金保険の強制被保険者の地位を獲得することができる。

また、児童養育期間(子の出生後3年間)にある者や一定の要件を満たす家族介護者、さらに失業給付等の賃金代替給付の受給者等も強制被保険者となる。

専業主婦等のように賃金収入のない者には公的年金保険への加入義務はないが、ドイツ国内に住所を有し、16歳以上の者であれば一般年金保険に任意加入することができる。

公的年金保険の被保険者数は、2021年末には約5,700万人である。そのうち現役の被保険者は約3,921万人(男性約2,050万人、女性約1,871万人)であり、強制被保険者は約3,466万人(男性約1,845万人、女性約1,621万人)、任意被保険者は約21万人(男性約14万人、女性約7万人)、保険加入義務免除の僅少労働者は約390万人(男性約162万人、女性約228万人)となっている。また、公的年金保険の被保険者となっている自営業者は約33万人であり、芸術家・ジャーナリストが約18万人と過半数を占めている。

公的年金保険から支給される給付は、大別すると、老齢年金、稼得能力減退年金、死亡を理由とする年金(遺族年金)の3種類に分けられる。いずれの年金も、原則として、待期期間(Wartezeit)と呼ばれる受給資格期間を満たすことが受給要件となっている。一般的な待期期間は5年となっているが、年金種別によっては異なる待期期間が定められている。待期期間は、保険料を納付すること(保険料納付済期間)で充足されるが、その他にも待期期間に算入される種々の期間が規定されている。

公的年金の受給者数(2022年7月1日時点)は約2,126万人であり、そのうち複数年金受給者が約412万人含まれている。いずれか1つの種類の年金を受給する者は約1,714万人であるが、そのうち老齢年金受給者は約1,446万人、稼得能力減退年金受給者は約166万人、遺族年金受給者(遺児年金を除く)は約102万人となっている。

4. 給付算定方式、スライド方式

年金額は報酬に比例しており、給付算定式は、「年金額＝個人報酬点数×年金種別係数×現在年金価値」で示される。

個人報酬点数は、就業活動の中で獲得した報酬点数が基礎となる。報酬点数は、各暦年に被保険者が

得た報酬額を当該期間の全被保険者の平均報酬額で除することで算出される（平均報酬額を得ている場合は1.0、それよりも低収入では1.0未満となり、高収入であれば1.0超となる）。全被保険者期間における報酬点数を合計し、それに繰り上げ支給等を考慮するための支給開始要素を乗じて得た値が、最終的な個人報酬点数となる。

年金種別係数は、年金の保障目的に応じて年金種類別に定められた係数のことであり、老齢年金の場合は1.0である。

現在年金価値は、平均報酬額に基づいて1暦年の保険料を納付した場合に受給できる通常の老齢年金月額に相当する数値として示されており、2024年7月1日以降は39.32ユーロとなる。これは4.57%の引き上げであり、3年連続で4%超での調整となった。なお、東西で異なっていた現在年金価値は、年金移行完了法（Rentenüberleitungs-Abschlussgesetz）に基づき統一化が進められてきたが、東独地域の賃上げの影響によって、予定よりも1年前倒しで同額となっている（2023年7月1日以降37.60ユーロで統一）。

また、現在年金価値は、国民経済計算に基づく労働者1人当たりの総報酬額の推移によって決定される。改定においては、リースター係数（リースター年金の導入によって公的年金給付が代替されることを考慮した一定率及び保険料率の増減率を加味して算定される係数）、持続性係数（現役世代に対する年金受給者の比率を加味して算定される係数）が考慮される。そのため、現役世代の保険料負担が増大する場合や、現役世代に対する年金受給者の比率が増大する場合には、年金給付額の改定は抑制される。ただし、計算の結果、マイナス改定になる場合には保護条項が適用され、年金給付額は据え置かれる（プラス改定になった場合に、過去の据え置き分を減殺することで調整が行われる）。

5. 負担、財源

公的年金保険は基本的に、保険料収入と連邦補助金によって賄われている。

一般年金保険の保険料は、保険料算定基礎額に保険料率を乗じて算出される。保険料算定基礎額には上限額が設定されており、これを超える部分には保

険料は課されない。2024年の保険料算定上限額は西独地域で月額7,550ユーロ、東独地域で月額7,450ユーロである。2023年と比べると西独地域では250ユーロ、東独地域では350ユーロ増額されている。2024年の保険料率は、一般年金保険で18.6%、鉱山労働者等年金保険で24.7%となっている。

一般年金保険の保険料は原則として労使折半で負担することとなっているが、僅少労働者の場合には使用者負担が15%（個人家庭就労の場合は5%）とされ、使用者負担分を差し引いた率が本人負担分（3.6%、個人家庭就労の場合13.6%）となる。この使用者負担分は、僅少労働者が保険料の支払い義務を免除された場合にも支払わなければならない。また、月収538.01ユーロ以上2,000ユーロに達しない者（ミディジョブ）については、賃金額に応じて本人負担分の軽減措置がある（使用者は労使折半とした通常の負担分とされる）。

2022年の公的年金保険における収入総額は約3,630億ユーロであり、そのうち約2,756億ユーロが保険料収入、約862億ユーロ（一般年金保険約810億ユーロ、鉱山労働者等年金保険約52億ユーロ）が連邦補助金となっている（財源構成比率は、保険料75.9%、連邦補助金23.8%、その他0.3%）。

6. 財政方式、準備金の管理運用

財政方式は完全賦課方式であるため、基金運用はない。ただし、持続可能性積立金を保有しており、持続可能性積立金が月額年金給付額の1.5倍超となると保険料率の引き下げ、0.2倍未満となると保険料率の引き上げが行われる。

7. 制度の企画、運営体制

年金制度の企画は、連邦労働社会省（Bundesministerium für Arbeit und Soziales：BMAS）が担当し、一般年金保険の運営は、連邦ドイツ年金保険組合（Deutsche Rentenversicherung Bund（DRV）、1か所）、各州のドイツ年金保険組合（14か所）によってなされている。

8. 最近の動向、課題

（今後の見通し、評価を含む）

日本と同様に、少子化及び長寿化（年金受給期間

の伸長)が進展するドイツにおいては、公的年金制度の長期的安定化を図る観点からの見直しが進められている。そこでは、老齢時の生活を保障するための年金水準を維持すること、及び若年層の制度に対する信頼感の確保が重要な視点となっている。現在議論が進められている年金制度改革においては、2039年7月の年金調整までを対象(2040年6月まで有効)とする年金水準保護条項を設けることが検討されている。現行法下による年金水準48%を将来的にも下回らないことを保障し、特に若年層にとって不公平とならないようにすることが目指されている(年金水準保護条項が成立しない場合、人口動態の変化によって2025年以降の年金水準は徐々に低下することが明らかであり(2040年までに44.9%まで低下)、当該条項により48%水準の維持を図ろうとしている。なお、2024年7月1日の改定では、わずかに48%に足りなかったため、このような年金水準保護条項が発動し、48%が守られることとなった)。他方で、保険料率については、2018年以降18.6%となっており、以前よりも低い水準で安定している。これは、高齢者、女性、外国人技能労働者が以前よりも多く就労するようになり、労働市場が好調であることによるものと解されている。そして、現在の予測では、2027年までは現在の18.6%が維持され、2028年からは20%、2035年からは22.3%に引き上げられ、その後、2045年までは世代間基金(Generationenkapital)によって年金財政の安定化が図られることが見込まれている。なお、この世代間基金は、公的年金財政を安定化させるための新たな仕組みであり、連邦予算からの融資と連邦政府からの自己資金拠出によって構築される。

また、ドイツでは、少子高齢化の進展を背景とする公的年金の給付水準引き下げに対処すべく、私的年金の普及・促進を図る目的の下、一定の要件を満たす個人年金に対する大規模な助成措置(リースタ

ー助成)が講じられている(一定の要件を満たす場合、企業年金の枠組みでも利用可能)。特に、低所得者層に向けては補助金(基本補助、児童加算補助等)が支給される一方で、高所得者層向けには税制上の優遇措置が設けられている点で注目される。リースター年金の契約件数は、2022年末で約1,589万件となっているが、1,500万件を超えた2011年以降の伸びは緩やかなものとなり、2017年をピークに減少傾向にある。

なお、複雑化する各種年金制度の給付状況を各個人が把握できるようにするため、2023年12月以降、「デジタル年金通覧」(Digitale Rentenübersicht)というオンライン・ポータルが本格的に稼働し始め、自身の各種年金(公的年金、企業年金、個人年金)の情報を簡単に確認できる仕組みが整えられた(ポータルへの情報提供が義務づけられている年金運営機関は2024年末までに手続きを完了する必要がある)。

.....

主な参考文献

- ・連邦労働社会省(BMAS) ホームページ (<https://www.bmas.de>)
- ・BMAS, Rentenversicherungsbericht 2023
- ・BMAS, Ratgeber zur Rente (7/2023) Nr.A815
- ・ドイツ年金保険組合(DRV) ホームページ (<https://www.deutsche-rentenversicherung.de>)
- ・DRV, Minijob-Midijob:Bausteine für die Rente 19.Auflage (1/2024),Nr.404
- ・DRV, Die Digitale Rentenübersicht:Fragen und Antworten 2.Auflage (10/2023),Nr.124
- ・厚生労働省『2022年 海外情勢報告』
- ・松本勝明『社会保険改革－ドイツの経験と新たな視点』(2017年)旬報社
- ・松本勝明『ドイツ社会保障論Ⅱ－年金保険－』(2004年)信山社
- ・泉真樹子「【ドイツ】 デジタル年金通覧法」外国の立法 287-2号24頁